

公益財団法人  
東京都アイスホッケー連盟

運 営 規 程

(公財) 東京都アイスホッケー連盟

# 公益財団法人東京都アイスホッケー連盟 運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この運営規程は、公益財団法人東京都アイスホッケー連盟（以下、「本連盟」という。）の円滑な運営を図るため、これを定める。

## 第2章 組織

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、東京都の地域内に事務所を持ち、同地域に居住又は通勤（通学）するアイスホッケー及びインラインホッケーの競技者によって組織され、本連盟理事会で加盟を承認されたものをいう。

(加盟団体の区分)

第3条 加盟団体の区分は次のものとする。

1. 社会人
2. オールドタイマーの選手で編成される団体
3. 単独の大学を代表する団体
4. 大学同好会
5. 単独の高校を代表する団体及び高校生で編成される団体
6. 単独の中学校を代表する団体及び中学生で編成される団体
7. 単独の小学校を代表する団体及び小学生以下で編成される団体
8. 女子選手で編成される団体
9. 上記団体の所属がなく、本連盟への登録が必要と認められる者

## 第3章 評議員

(評議員の選任)

第4条 定款第9条の評議員は、外部評議員2名及び加盟団体推薦評議員28名とする。各区分に定められた評議員数を評議員候補者として推薦できる。

- 2 評議員の推薦は評議員推薦委員会が行う。評議員推薦委員は理事会で選任する。
- 3 各加盟団体区分の評議員推薦者数は別記のとおりとする。

(評議員の辞任)

第5条 選任された評議員が、職務を全うできない事態が生じた場合には速やかに事務局を通して評議員推薦委員会に届け出るものとする。

2 評議員推薦委員会はその補充を行うが、その方法については別に定める。

#### 第4章 役員及び会議

(役員資格)

第6条 本連盟の役員は、本連盟の登録会員でなければならない。

(理事)

第7条 理事及び監事は評議員を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第8条 会長は本連盟を代表し、業務を統括する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本連盟の業務を掌理する。

4 理事は理事会を構成し、本連盟の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第9条 監事は、本連盟の業務及び財務に関し、定款第23条に定めるところにより業務を行う。

#### 第5章 役員を選任

(理事の選任)

第10条 理事及び監事は評議員会によって選任される。理事及び監事選任議案の議決に際しては、候補者を個別に議決しなければならない。

(役員推薦委員会)

第11条 評議員会に理事候補者及び監事候補者を推薦する組織として、役員推薦委員会を設置する。

2 役員推薦委員会の構成は会長、副会長、専務理事、有識者2名以内とする。

3 役員推薦委員会の運営については、理事会において別に定める。

#### 第6章 顧問

(顧問)

第12条 定款第27条の定めるところにより本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本連盟の会長経験者ならびに理事会が推薦した者とし、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。顧問は会長及び理事会の諮問に応ずる。

## 第7章 専門委員会

(専門委員会)

- 第13条 定款第2章目的及び事業遂行のため専門委員会をおくことができる。
- 2 委員長及び専門委員は会長がこれを委嘱する。
  - 3 専門委員会の運営に関する規則は、理事会の決議を経て別に定める。
  - 4 有識者を専門委員に委嘱する場合は、登録会員に限らない。但し、その人数はそれぞれの委員会の3分の1を超えることができない。

## 第8章 日本アイスホッケー連盟派遣役員など

(派遣役員)

- 第14条 公益財団法人日本アイスホッケー連盟の定めるところにより、理事、評議員、専門委員等を理事会で選任し、派遣する。
- 2 派遣された理事、評議員、専門委員等は、会議や連絡のある都度、専務理事並びに理事会に報告しなければならない。

## 第9章 加盟団体の資格喪失

(加盟団体の資格喪失)

- 第15条 本連盟の加盟団体は次の事由によってその資格を喪失する。
- (1) 脱退 (2) 加盟団体の解散 (3) 除名
  - 2 加盟団体が前項に基づき資格を喪失した場合、当該団体所属の理事及び評議員もその資格を失う。

(加盟団体の脱退)

- 第16条 定款第44条の定めるところにより本連盟の加盟団体が脱退しようとする時は、その理由を付して脱退届を会長に提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

(加盟団体の除名)

- 第17条 定款第45条の定めるところにより本連盟の加盟団体が、次の各号の一つに該当する時は、理事会出席者の3分の2以上の議決をもって除名することができる。
- (1) 本連盟の加盟団体としての義務に違反したとき。
  - (2) 本連盟の名誉を傷つけ又は本連盟の目的に違反する行為のあったとき。
  - (3) 加盟団体の資格を失ったとき。
  - (4) 負担金を納めないとき。

## 第10章 資産

(資産の管理)

第18条 本連盟の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等の確実な方法により会長が保管する。

(長期借入金)

第19条 本連盟が借入をしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担及び権利の放棄)

第20条 新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会の議決を経なければならない。但し、基本財産の変更、長期借入金の変更、及び収支予算で定めるものを除く。

## 第11章 加盟団体の権利及び義務

(負担金の納入)

第21条 定款第43条に定める加盟団体の負担金の算出は、別表1の通りとする。負担金の納入は登録の都度とする。既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第12章 会員及び会員の権利義務

(会 員)

第22条 会員は加盟団体を通じて登録手続きを行い、資格審査を経て、本連盟に登録されたものをいう。

(代表出場権)

第23条 本連盟が主催、主管又は後援する競技会に参加する役員及び競技者は、本連盟及び公益財団法人日本アイスホッケー連盟の会員に限る。

2 会員は、本連盟及び所属加盟団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。但し、本連盟もしくは加盟団体が認めるときは、この限りではない。

## 第13章 登録

(登録)

第24条 連盟の登録とは、加盟団体及びそれに所属する会員の登録を言う。加盟団体は本連盟への会員登録を行わなければならない。また、毎年度更新するものとする。登録は毎年4月30日までに完了させなくてはな

- らない。
- 2 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下、「登録年度」という。）とする。
  - 3 登録年度の途中で行った登録（追加、変更など一切を含む。）については、当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまでを有効とする。
  - 4 加盟団体は、登録しようとする本連盟の統轄地域内にその主体がなければならない。
  - 5 会員は、自らの所属する加盟団体が本連盟の統轄地域内もしくはその近隣に、居住、勤務あるいは通学する者でなければならない。

（登録申請）

第25条 登録申請は、加盟団体ごとに申請する。

- 2 加盟団体の登録会員ではない加盟団体の役員は、本連盟の資格審査を経て、直接本連盟に登録することができる。

（登録料）

第26条 加盟団体ならびに登録会員は、別表1の負担金を本連盟に納める。

- 2 公認レフェリーの登録料は、別表2の通りとする。

（登録の効力）

第27条 全ての登録は、本連盟から公益財団法人日本アイスホッケー連盟への登録申請及び負担金納入が確認された時点で効力が発生する。但し、内容に不当又は不備が発見された場合はこの限りではない。

（重複登録）

第28条 会員は、選手として2つ以上の加盟団体に登録することはできない。但し、一般団体とオールドタイマー、もしくは女子選手で編成される団体とオールドタイマーに限り、選手の重複登録ができる。

- 2 選手は、スタッフとして同一加盟団体又はその他の加盟団体に登録することができる。
- 3 重複登録を行う会員は、全ての登録について登録料を納付しなければならない。同一加盟団体における重複登録も同じとする。但し、スタッフとして2つ以上の加盟団体に登録する場合の登録料は、1加盟団体からのみとする。
- 4 アイスホッケーとインラインホッケーの登録は、重複登録とみなさないものとする。

(所属加盟団体の変更)

第29条 会員は、登録更新又は登録年度途中にかかわらず、所属加盟団体を  
変更しようとするときは、その加盟団体が手続きを行い、本連盟の承認  
を得なければならない。

2 登録更新又は登録年度途中にもかかわらず、加盟団体変更の際は新所属  
加盟団体より登録料を納付しなければならない。

(外国籍の選手)

第30条 外国籍を有し、かつて外国の連盟に所属していた選手の登録は、国  
際アイスホッケー連盟の指定する手続きを経て、公益財団法人日本アイ  
スホッケー連盟の承認を受けたのち、登録手続きをしなければならない。

2 外国籍を有する選手の競技会への登録数は、各競技会が定める制限数に  
よる。

(登録規定違反)

第31条 会員が運営規程第13章(登録)に定める登録規定に違反した場合、  
加盟団体資格、会員資格の停止又は保留処分を科することがある。

## 第14章 改正

(改正)

第32条 この運営規程は理事会の決議によって改正することができる。

## 附則

この運営規程は、平成27年6月1日から施行する。

平成28年6月8日 改定

[別記]

加盟団体区分の評議員推薦者数

区分	評議員推薦者数
社会人	7
オールドタイマーの選手で編成される団体	2
単独の大学を代表する団体	10
大学同好会	2
単独の高校を代表する団体及び高校生で編成される団体	2
単独の中学校を代表する団体及び中学生で編成される団体	3
単独の小学生を代表する団体及び小学生以下で編成される団体	
女子選手で編成される団体	2
合計	28

[別表1]

■負担金(単位 円)

【アイスホッケー】

1. 加盟団体登録料

◇加盟団体が公益財団法人東京都アイスホッケー連盟へ納入

区分	登録料
社会人	25,000
オールドタイマーの選手で編成される団体	25,000
単独の大学を代表する団体	15,000
大学同好会	25,000
単独の高校を代表する団体及び高校生で編成される団体	5,000
単独の中学校を代表する団体及び中学生で編成される団体	3,000
単独の小学生を代表する団体及び小学生以下で編成される団体	3,000
女子選手で編成される団体	15,000

## 2. 会員登録料

◇会員が公益財団法人東京都アイスホッケー連盟へ納入

年齢		登録料
18歳以上	当該年4月2日に満18歳を迎えているもの	2,500
15歳以上 18歳未満	当該年4月2日に満15歳を迎えていて満18歳に満たないもの	1,500
15歳未満	当該年4月2日に満15歳に満たないもの	750

## 3. 加盟団体新規加盟料

◇新規に加盟を承認された団体が公益財団法人東京都アイスホッケー連盟へ納入

区分	加盟料
社会人	150,000
オールドタイマーの選手で編成される団体	150,000
単独の大学を代表する団体	150,000
大学同好会	150,000
単独の高校を代表する団体及び高校生で編成される団体	0
単独の中学校を代表する団体及び中学生で編成される団体	0
単独の小学生を代表する団体及び小学生以下で編成される団体	0
女子選手で編成される団体	150,000

## 【インラインホッケー】

◇公益財団法人東京都アイスホッケー連盟へ納入

負担金	金額
加盟団体登録料	12,000
会員登録料	1,500
新規加盟料	150,000

## [別表2]

### ■アイスホッケーレフェリー登録料(単位 円)

◇レフェリー登録申請者が公益財団法人日本アイスホッケー連盟へ納入

年齢		登録料
18歳以上男子	当該年4月2日に満18歳を迎えているもの	2,000
18歳以上女子		1,000
18歳未満	当該年4月2日に満18歳に満たないもの	無料

### ■インラインホッケーレフェリー登録料(単位 円)

◇インラインレフェリー登録申請者が公益財団法人日本アイスホッケー連盟へ納入

年齢		登録料
18歳以上男子	当該年4月2日に満18歳を迎えているもの	1,000
18歳以上女子		1,000
18歳未満	当該年4月2日に満18歳に満たないもの	無料